

はじめに

我が国は平成 26 年 1 月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成 28 年 4 月 1 日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「共生社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

この「共生社会」実現に向けては、すべての子どもたちが、多様な他者と認め合い、つながり合うことができる力を高めることや、変化の激しい社会の中にあっても、多様な価値観の中で問題解決を図る力を身に付けていくことが重要であると考えます。

そのためには、障がいのある子もいない子も、互いの人格や特性を尊重し、理解し合い、皆がもてる力を発揮しながらともに学ぶことができるインクルーシブな教育の在り方がますます重要になっていると考えます。

本事例集は、障がいのある子どもたちが、一人一人の実態に応じた「合理的配慮」の提供により、周りの子どもたちと同じスタートラインに立ち、生き生きと学ぶ姿が描かれています。そして、ともに学ぶ中で、障がいのある子だけでなく、周りの子どもたちがともに育っていく姿も数多く描かれています。こうした子どもたちの経験の積み重ねが、将来の「共生社会」につながっていきます。

また、本県では、平成 28 年度現在、副次的な学籍を導入している市町村は 21 市町村となり、今後ますますこの流れは大きくなることが予想されます。この時期に、本県において副次的な学籍の制度をいち早く導入し、発展させてきた上伊那圏域での取り組みを紹介することは、この制度に取り組む多くの関係者の方々の道しるべになるとともに、まさに、地域を巻き込んだ「共生社会」実現の原動力となると考えています。

本書が、すべての教育現場で活用され、どの学校においても「合理的配慮」が当たり前提供され、子どもたち一人一人の笑顔につながることを願っています。

平成 29 年 3 月

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

目次

はじめに	1
第1章 事例集に寄せる願い	5
第2章 合理的配慮について	10
1 合理的配慮とは	11
[コラム1 今こそ、通常の学級における特別支援教育の充実を]	
2 合理的配慮の提供に係るプロセスのモデル	18
3 切れ目なく合理的配慮をつなぐプロセスとポイント	19
[コラム2 学習や集団生活に困難さのある児童生徒の理解]	
4 早期から支援をつなぐ	22
第3章 実践事例	29
事例1：小学校 通常の学級	
「子どもが安心して皆で活動できる学級づくり」	
	30
事例2：小学校 通常の学級	
「子どもの育ちを支える配慮のあり方を探って」	
～児童の思いや願いを捉えながら、その子が求めている配慮を～	36
事例3：中学校 通常の学級	
「中学校理科学習のユニバーサルデザイン化」	
～生徒のニーズに寄り添った授業を目指して～	42
事例4：中学校 通級による指導を受けている生徒	
「通級指導教室との連携」	
～生徒を支える支援体制づくり～	48
事例5：小学校 交流及び共同学習	
「ともに学び合う教室」	
～できることを一緒に～	54

事例 6：中学校 交流及び共同学習 「通常の学級と特別支援学級の連携」 ～生徒の夢の実現への一歩をふみだすために～	60
事例 7：小学校 副学籍による交流及び共同学習 「ケンさんは A 小学校の子」 ～地元の小学校での存在感を創る～	66
事例 8：中学校 副学籍による交流及び共同学習 「ぼくのもう一つの学校」 ～中学校で行う居住地校交流～	72
事例 9：高等学校 「高等学校における個に寄り添った支援のあり方」 ～自己選択・自己決定する場の設定～ [コラム 3 高校における合理的配慮の提供] [コラム 4 高校入学者選抜に向けて]	78
第 4 章 基礎的環境整備について	87
1 ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用に関わって	88
2 専門性のある指導体制の確保に関わって	89
3 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導に関わって [コラム 5 学びの場の柔軟な見直し]	91
4 教材の確保に関わって	93
5 施設・設備の整備に関わって	95
6 専門性のある教員、支援員等の人的配置に関わって [コラム 6 D 小学校の校内体制の構築に係る取り組みから]	97
7 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導に関わって	101

副学籍 上伊那圏域における副学籍の取り組みから	
1 上伊那圏域における副学籍の始まりと広がり 106
2 副学籍の理念・基本的な考え方	
3 副学籍とは 108
4 副学籍交流（副学籍による交流及び共同学習）で目指すもの 109
5 副学籍の指定 110
6 副学籍の進め方 113
7 副学籍による交流及び共同学習等の実際 115
事例① 入学式：一緒のスタートライン 116
事例② 指導要録：学籍の公簿 117
事例③ 名簿：つながる存在感 118
事例④ 行事歴・お便り：間接的交流 119
事例⑤ 行事・日常での交流活動 120
事例⑥ 副学籍がつなぐ成人式 121
事例⑦ もう一つの卒業式 122
8 副学籍を活用した3年間の取り組みを振り返って 123

第5章 ワンポイント配慮 129

資料 150

関係法令〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）〕 152
個別の教育支援計画シート（例） 153
必要な配慮の観点（各障がい種） 154
必要な配慮の観点（枠） 164
実態把握のためのチェックシート 165

本書では次の語句について、以下のような意味で使用しています。

【知障学級】知的障害特別支援学級

【自情障学級】自閉症・情緒障害特別支援学級

【原学級】特別支援学級に在籍している児童生徒が交流及び共同学習の際に学習する通常の学級

【副学籍】副次的な学籍のこと。県下で初めて副次的な学籍を導入した駒ヶ根市が「副学籍」という名称で導入したため、本県では、「副学籍」という名称が広がっている。副学籍の詳細については、P.106～参照。